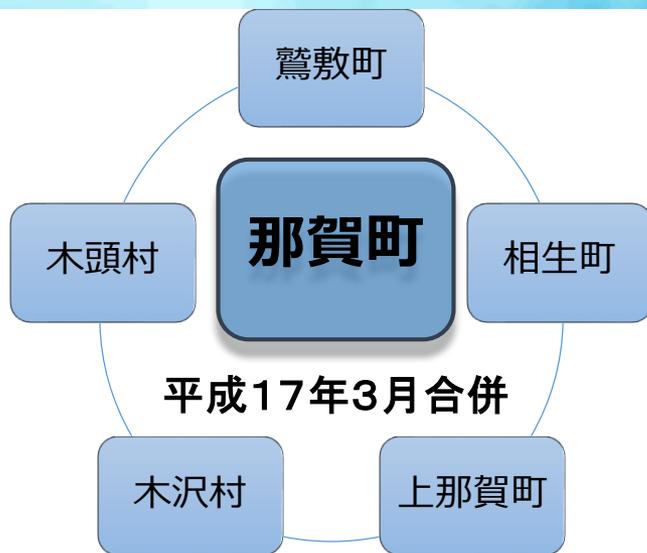




## 那賀町（徳島県）からの報告

R2.2.5 森林シューセキ！事例報告会

# 那賀町の概要



総面積 69,498 ha(H29.10)

人口 7,897人

森林面積 65,958ha(95%)  
(H30.3) 地籍調査進捗率：約30%

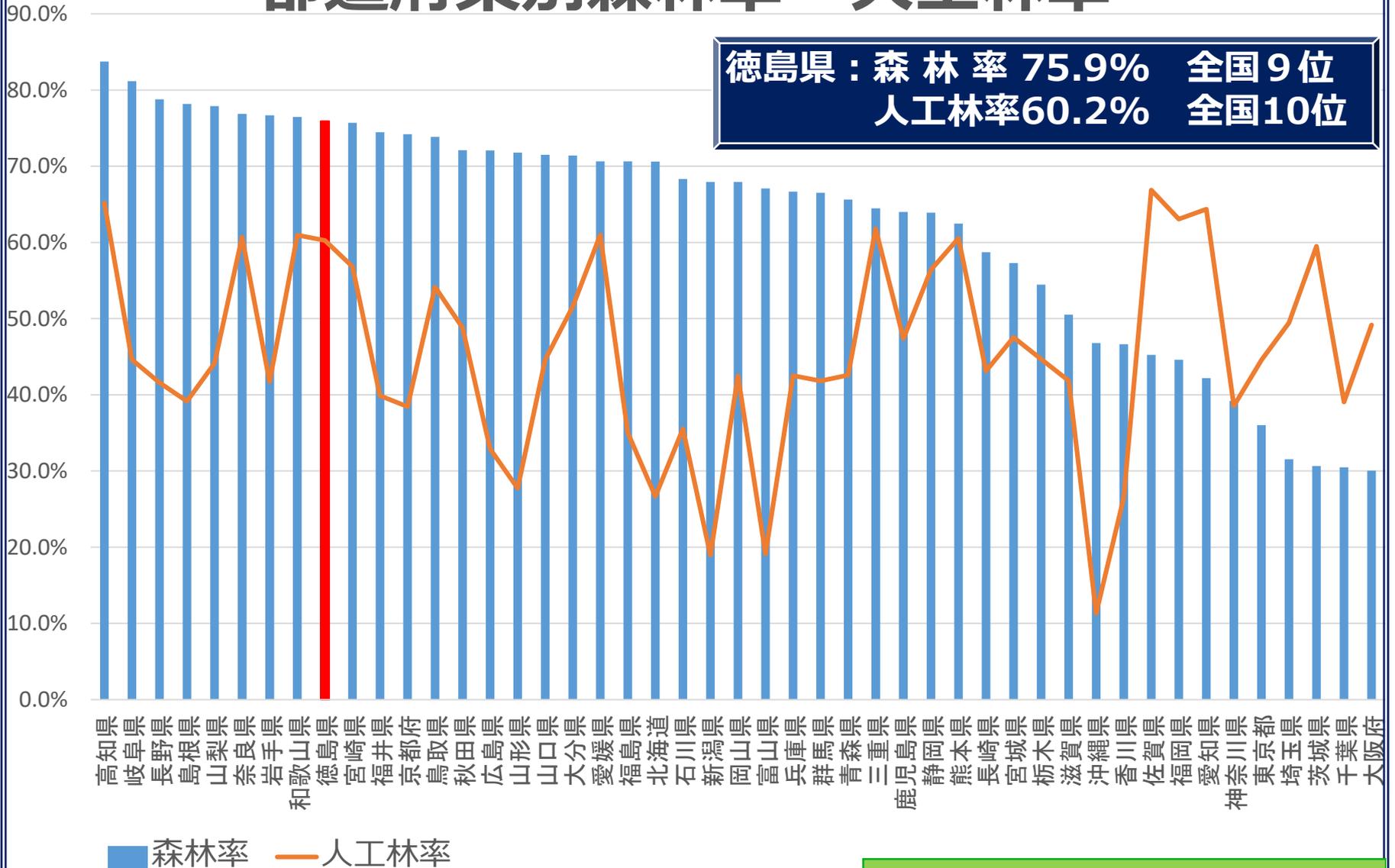
うち民有林面積  
61,545ha(93%)

うち人工林  
47,131ha(77%)

年間成長量 約34万6千m<sup>3</sup>  
(材・セリ蓄積量 約2,442万m<sup>3</sup>)

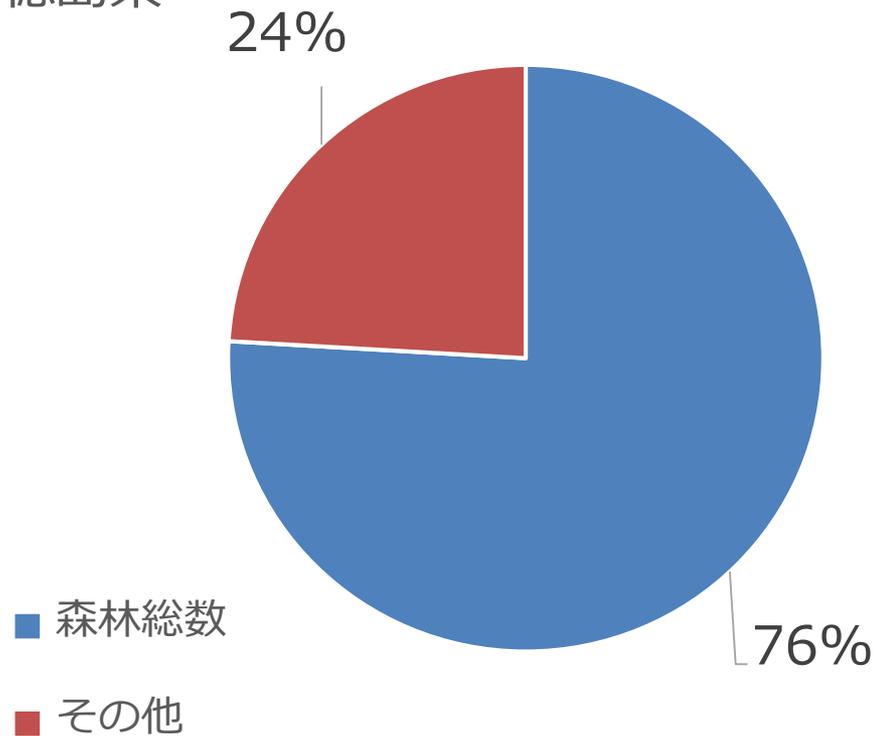
# 都道府県別森林率・人工林率

徳島県：森林率 75.9% 全国9位  
人工林率 60.2% 全国10位

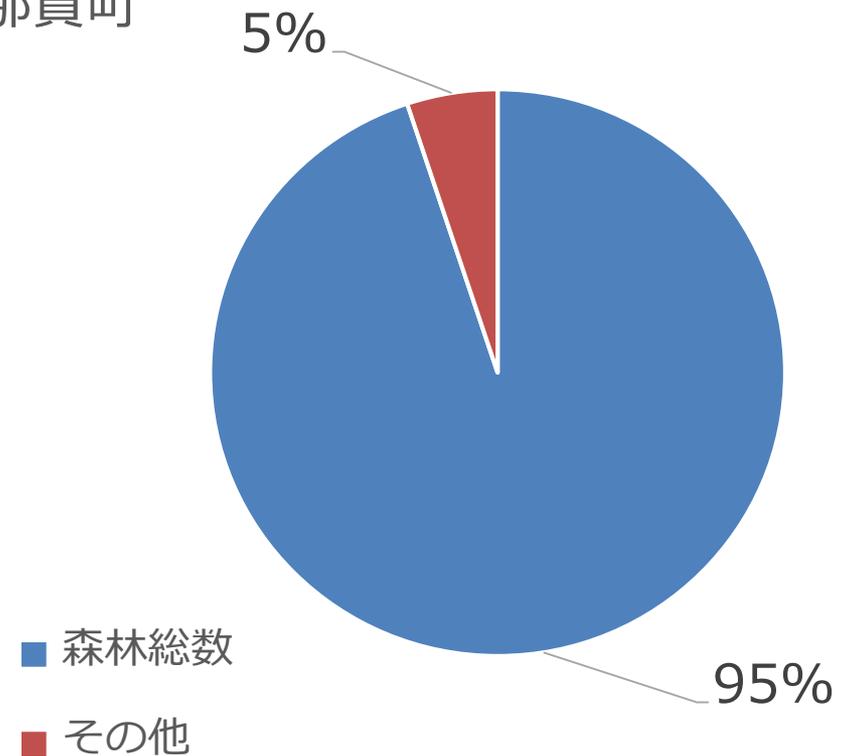


# 徳島県と那賀町の森林状況

徳島県

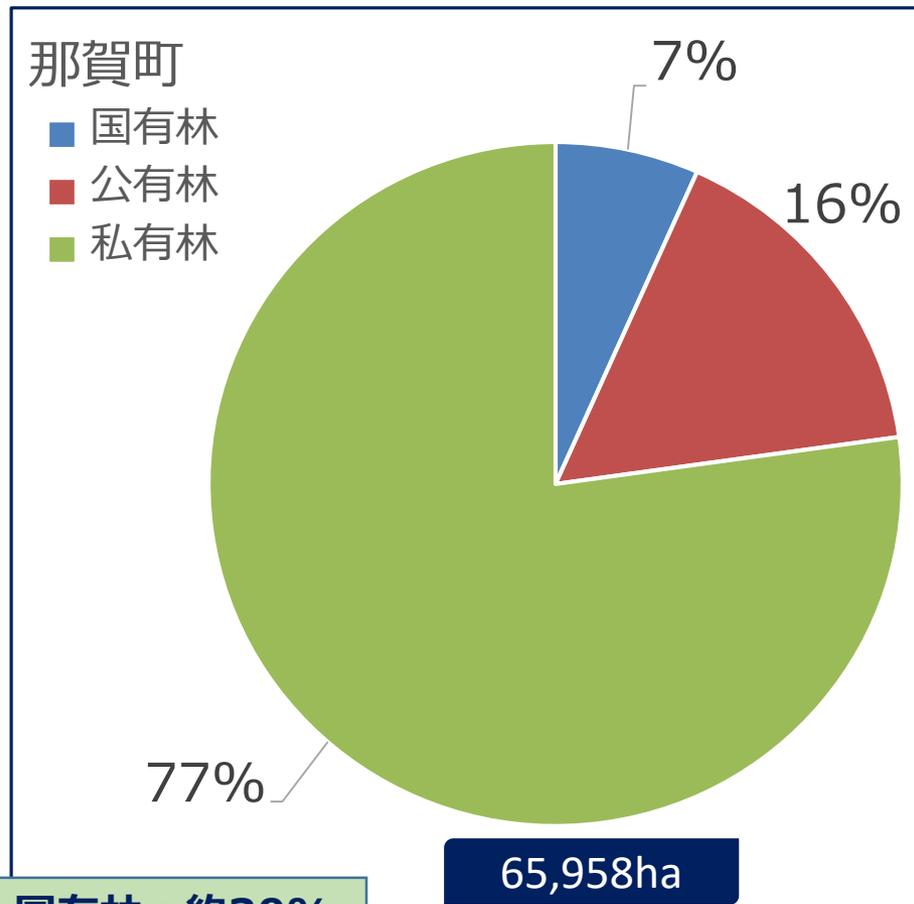
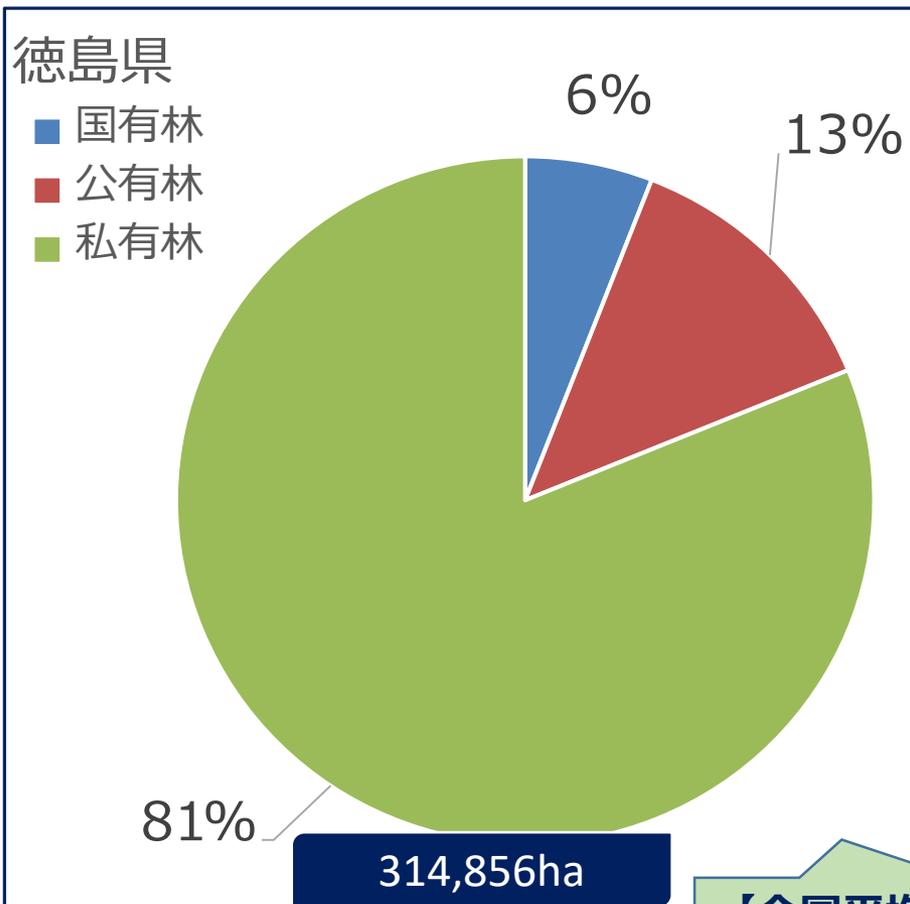


那賀町



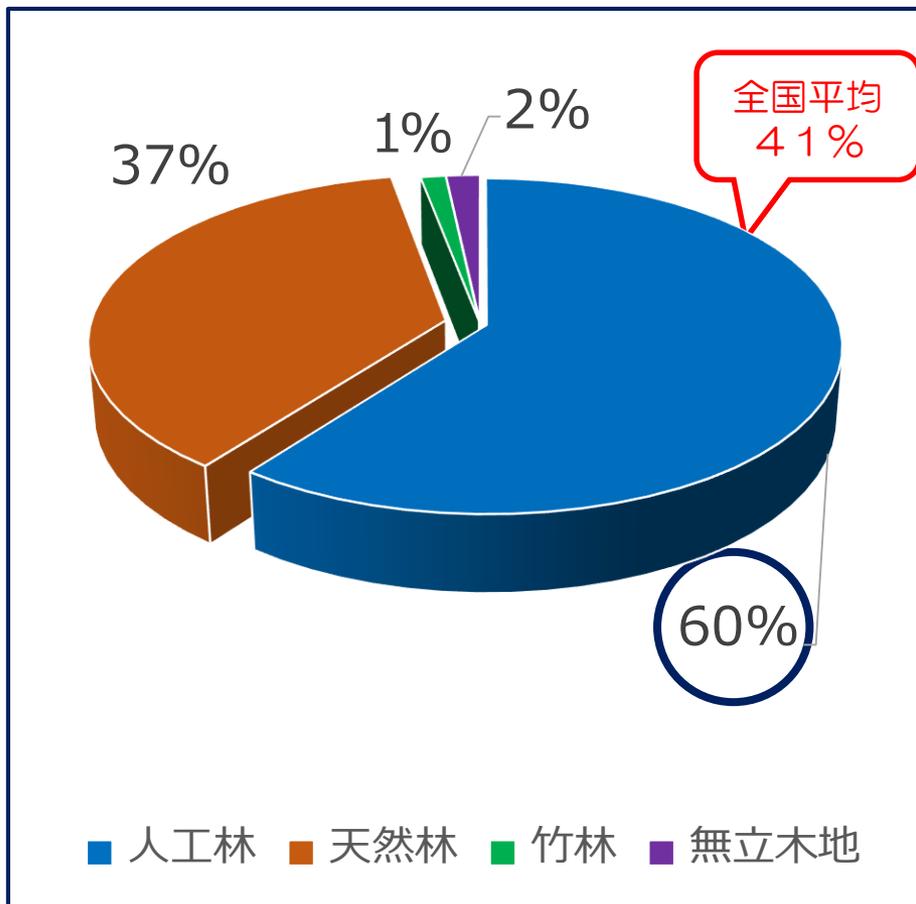
全国平均 : 67%

# 徳島県と那賀町の森林の管理形態別

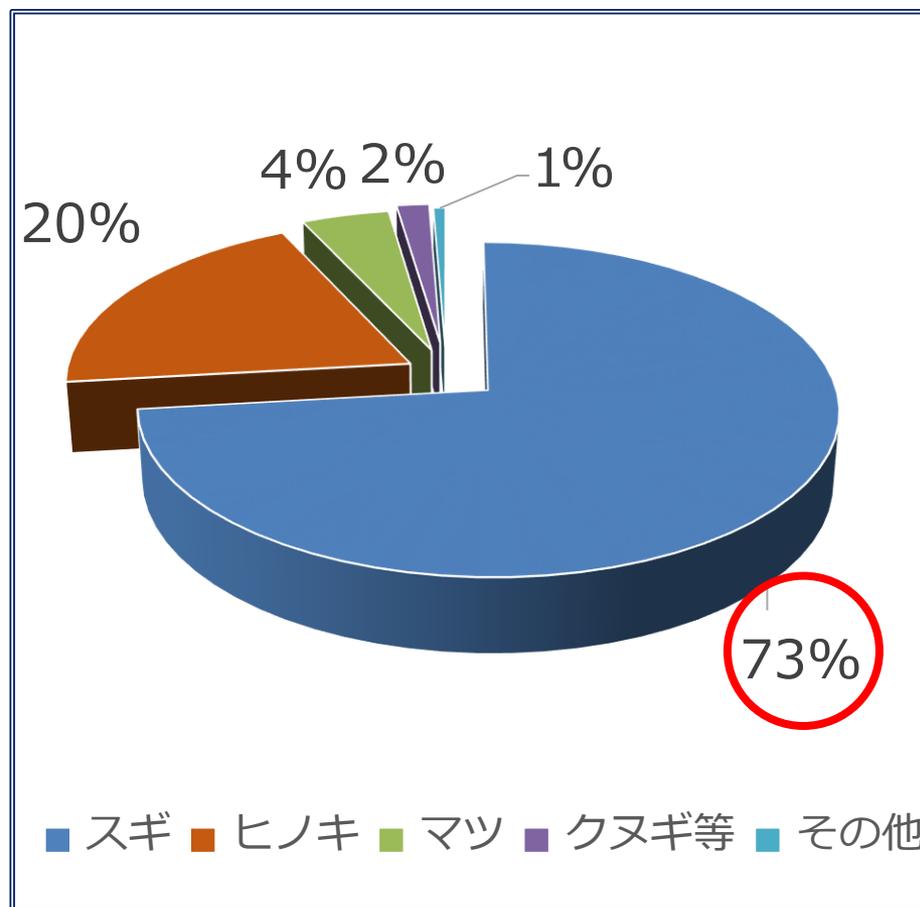


【全国平均】 国有林：約30%  
公有林：約12%  
私有林：約57%

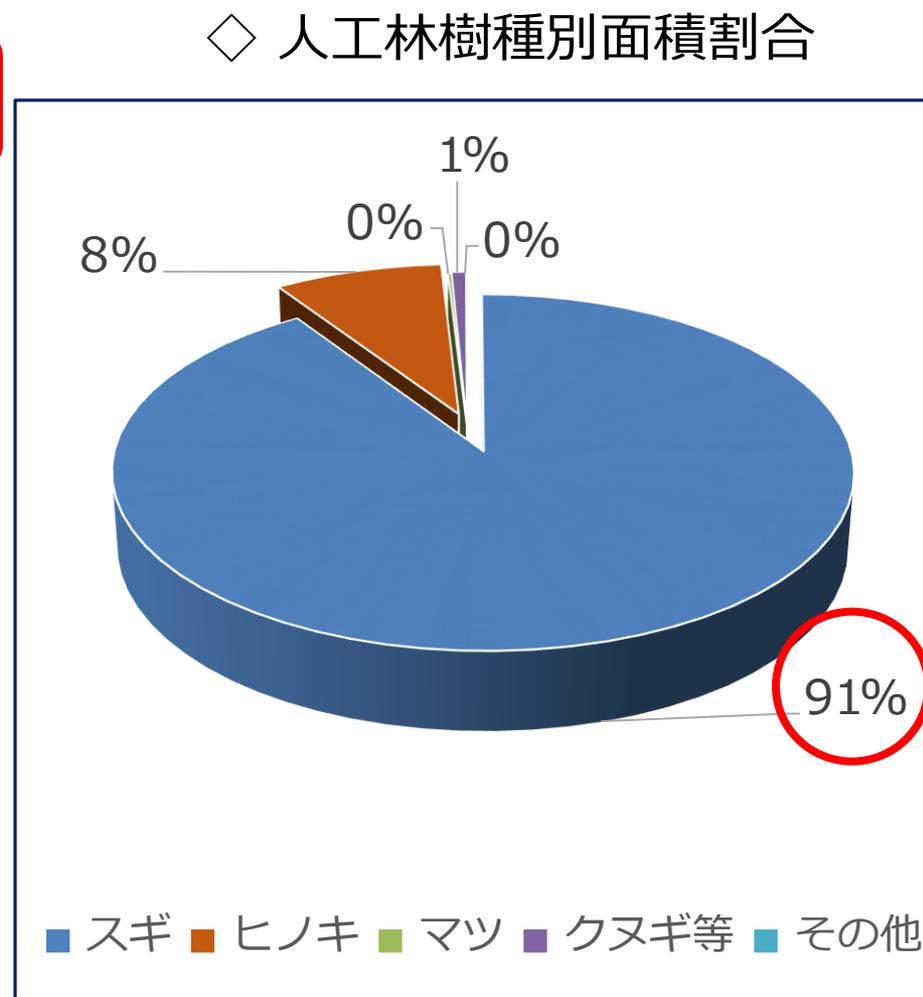
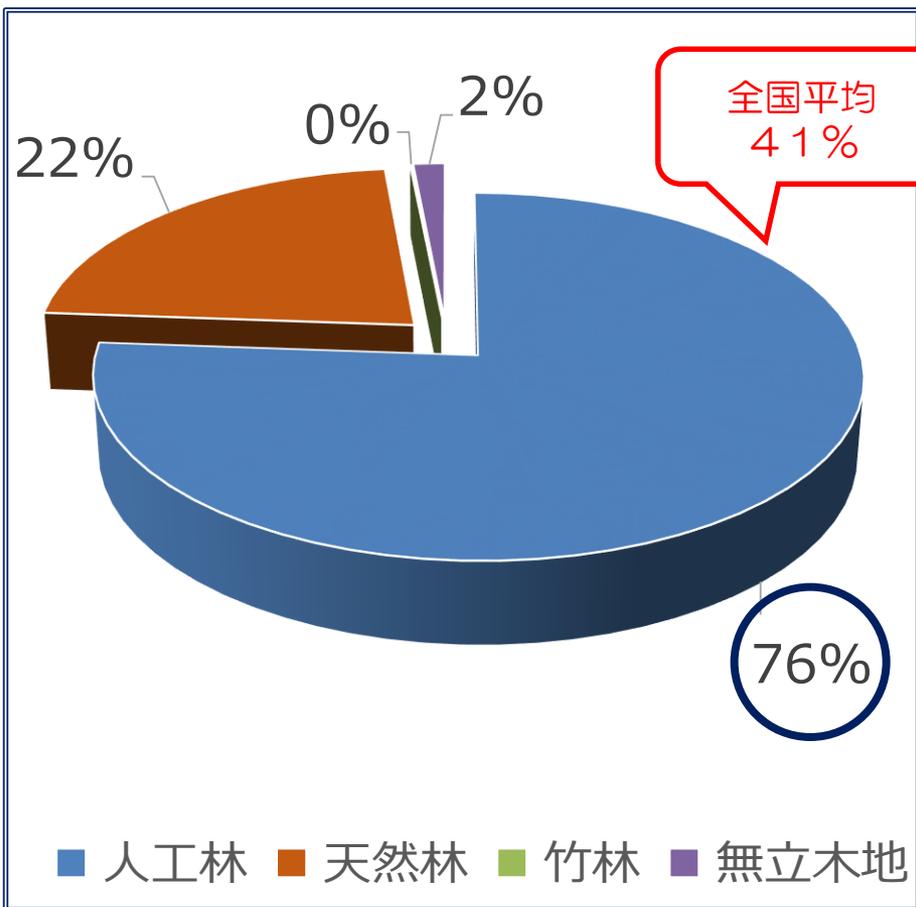
# 徳島県 人工林・天然林面積（私有林）



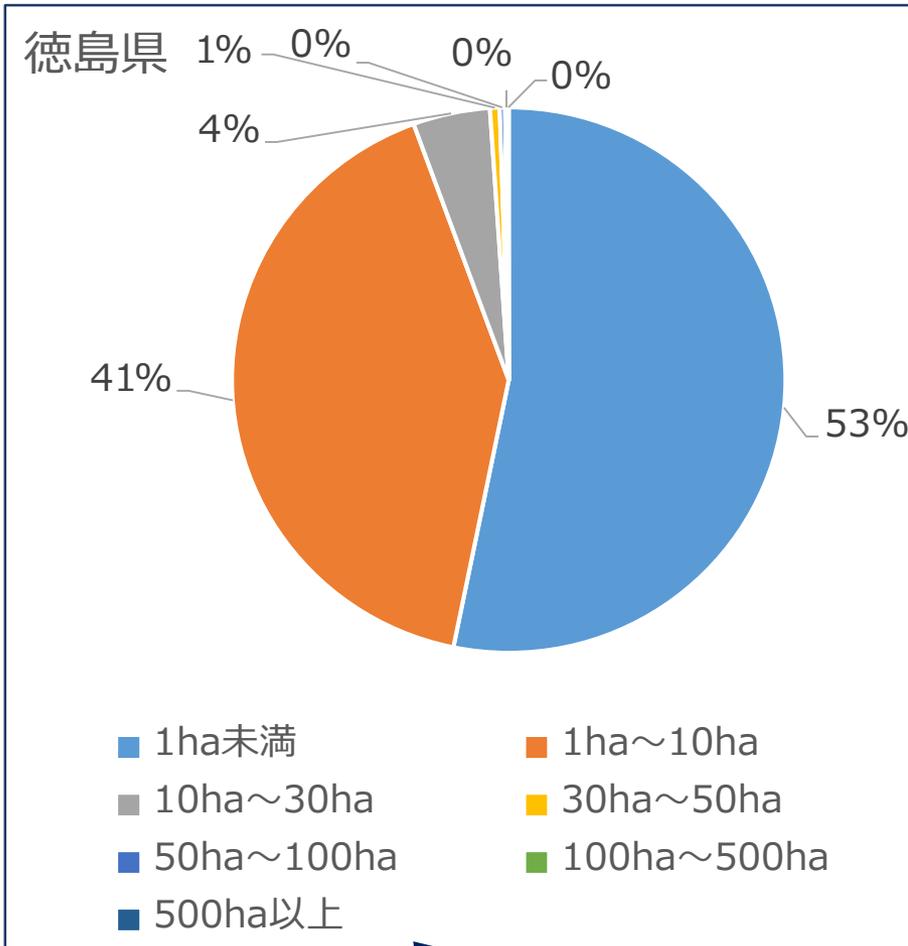
◇ 人工林樹種別面積割合



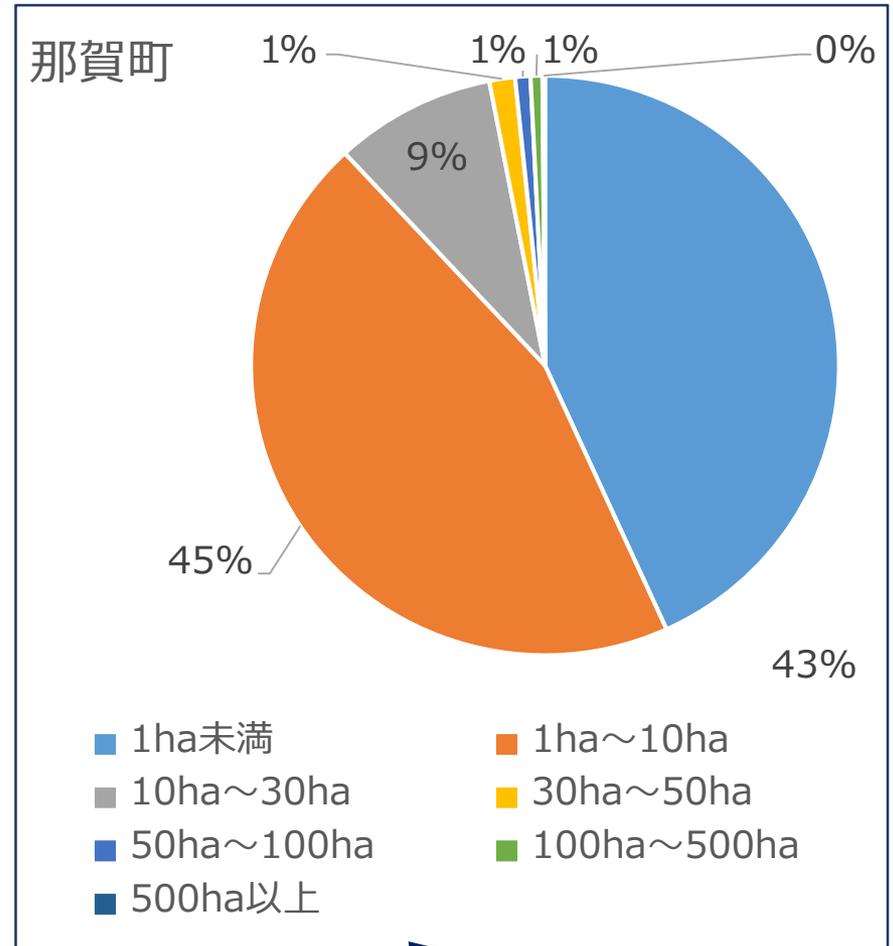
# 那賀町 人工林・天然林面積（私有林）



# 私有林所有規模別（員数）

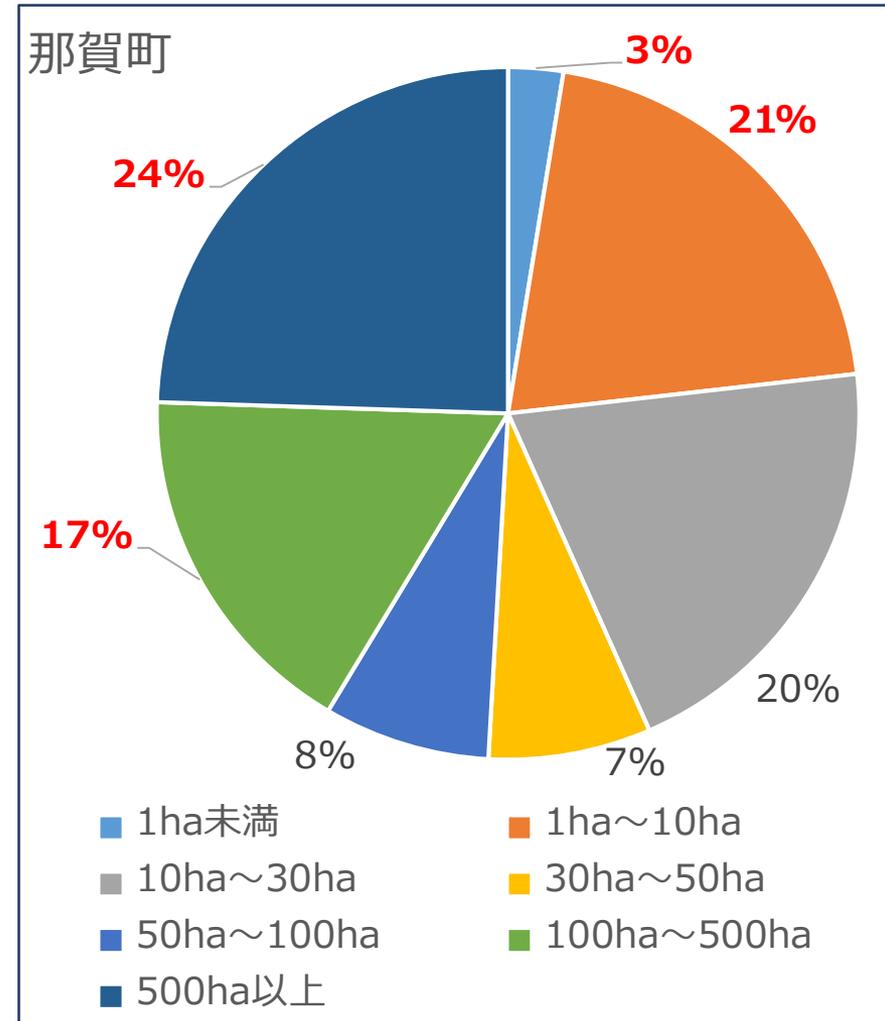
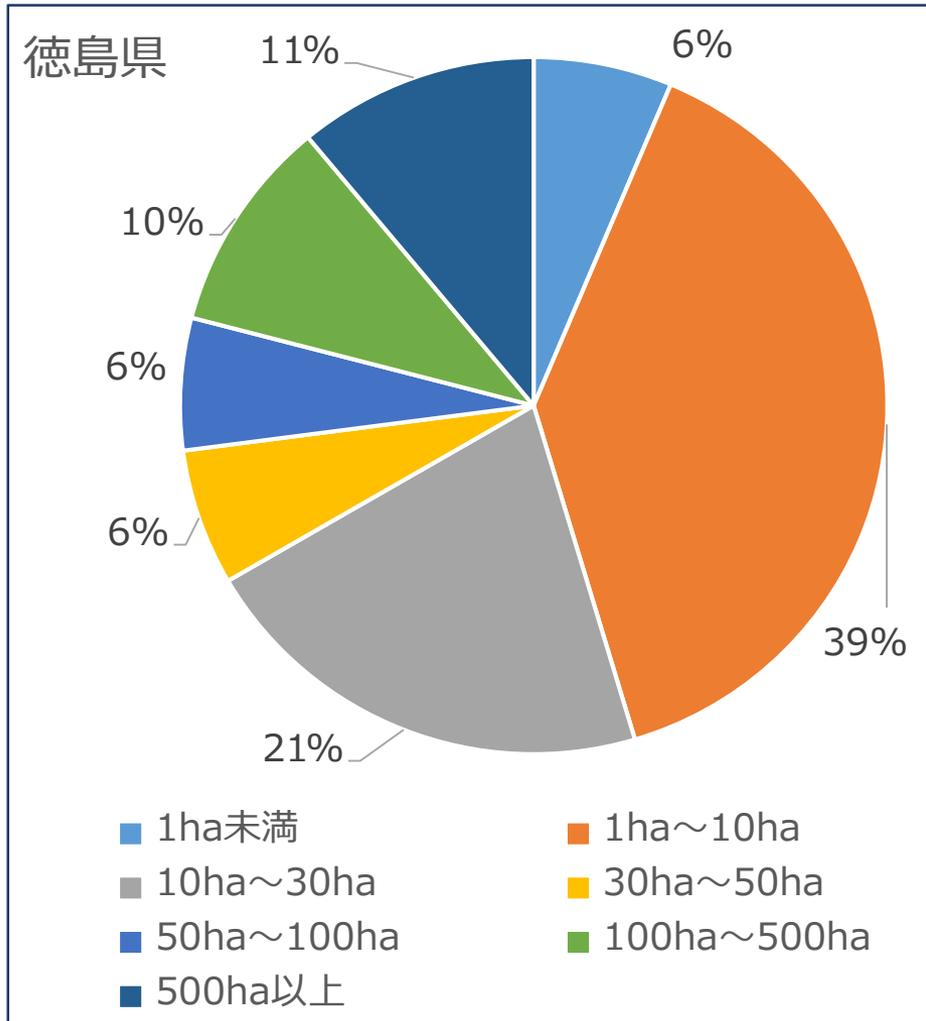


平均3.1ha/人

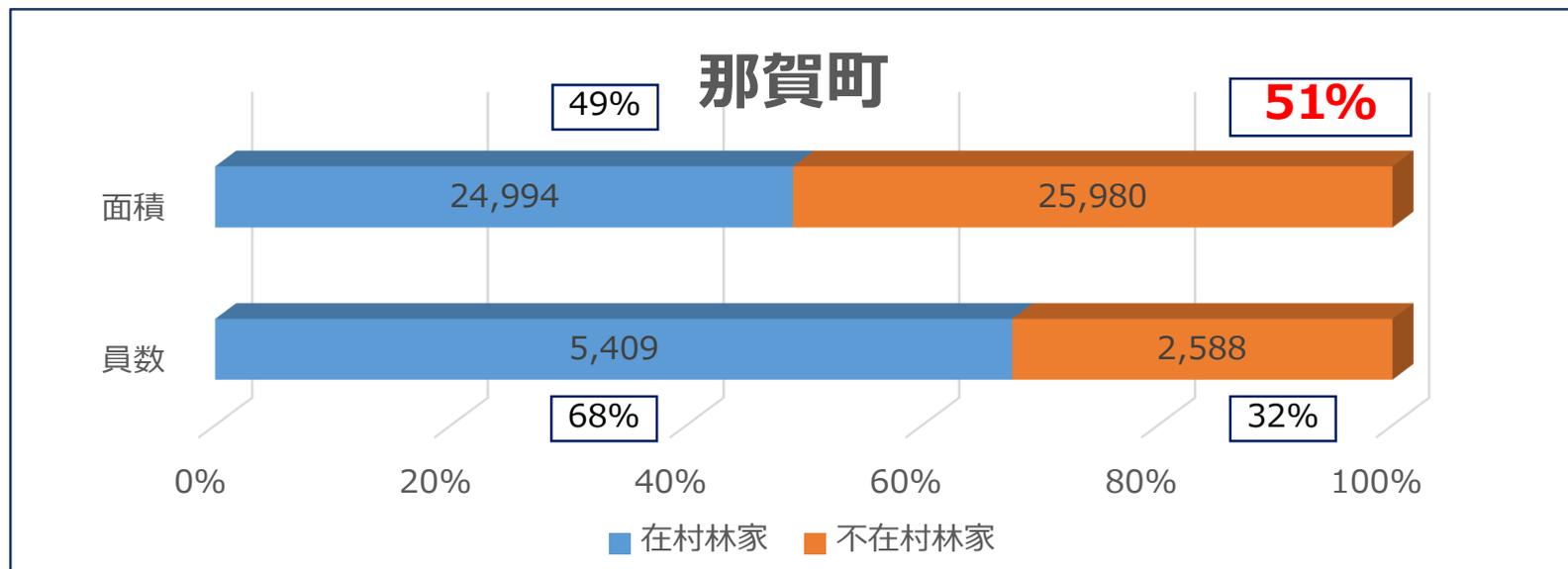
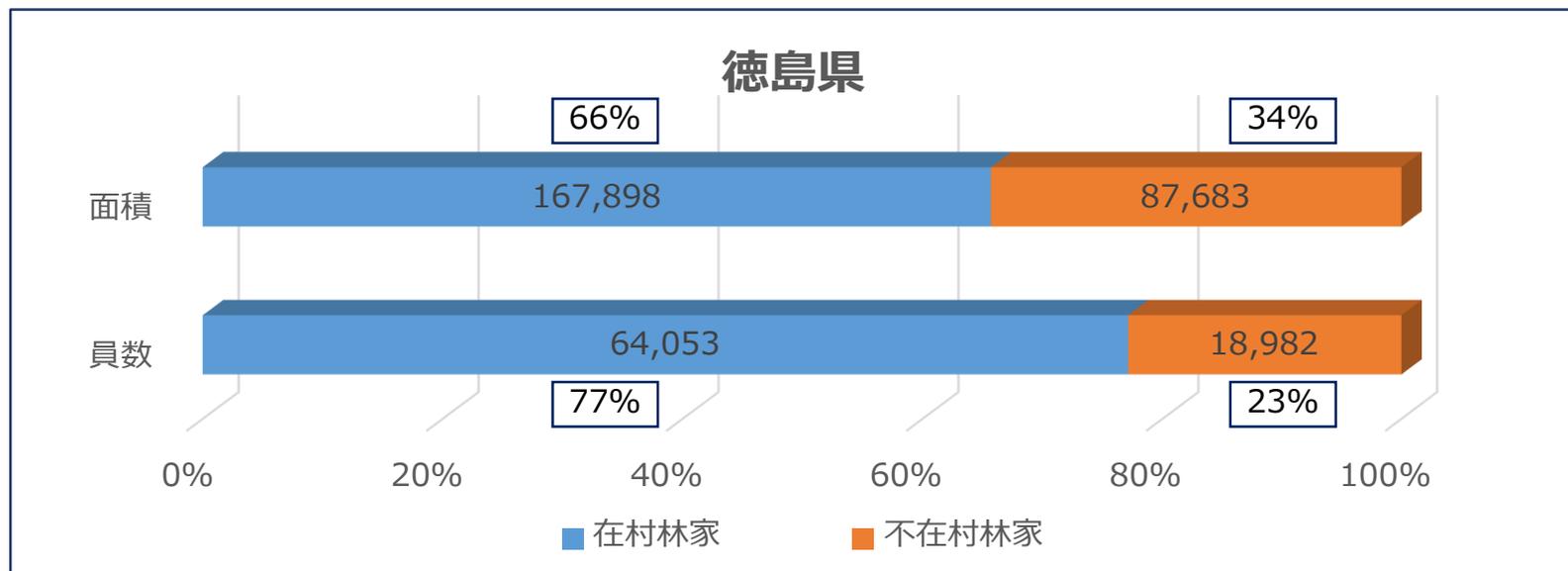


平均6.4ha/人

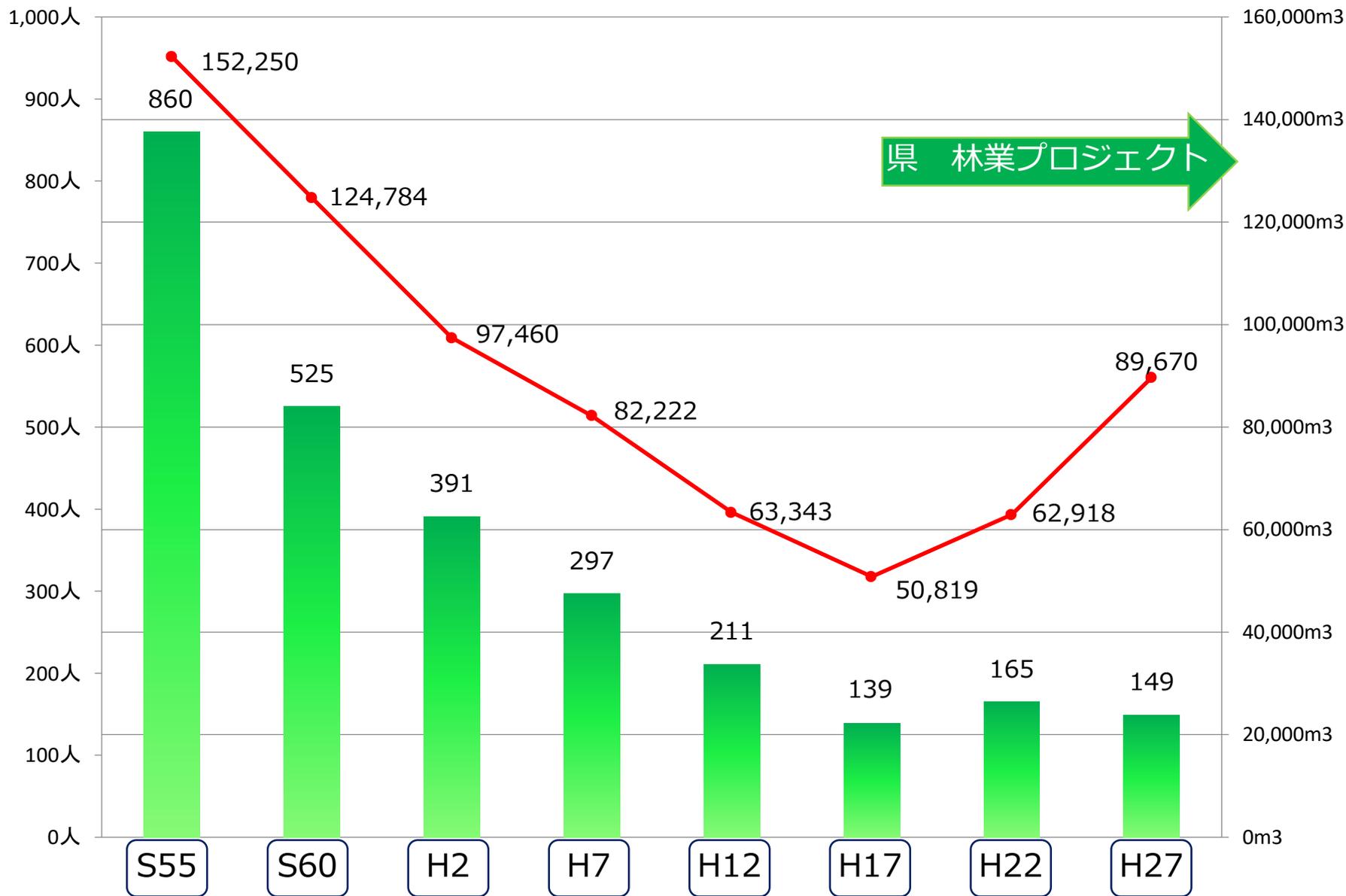
# 私有林所有規模別（面積）



# 私有林在村・不在村別



# 那賀町の林業労働力と素材生産量の推移



# 那賀町林業活性化推進協議会の設置

- ・林業従事者の減少(高齢化)
- ・林業の厳しい雇用環境
- ・林業関連産業の衰退

**年間成長量30万m<sup>3</sup>の森林資源**  
を活用した町の活性化

林業の新しい方向性

**那賀町林業活性化推進協議会**  
**平成23年7月設立**

# 那賀町林業マスタープラン

## 那賀町林業活性化推進協議会

H23.12策定

## 「那賀町林業マスタープラン」



### 【重点目標】

|        | 平成22年度            | 平成26年度             | 平成32年度             |
|--------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 林業雇用者数 | 139人              | 180人               | 250人               |
| 素材生産量  | 50千m <sup>3</sup> | 110千m <sup>3</sup> | 200千m <sup>3</sup> |

### 【目標達成のためのアクション・プログラム】

- ①「森づくり」のための体制づくり
- ②事業地確保対策
- ③機械化と路網整備の推進
- ④人材育成と林業事業体の支援
- ⑤原木の流通体制の整備
- ⑥木材の利用促進

# 森林管理サポートセンター設立

那賀町林業マスタープラン策定（H23.12）

森林管理受託センター準備室（H24.4）役場 2 名

木頭森林組合 6 名

林業公社 4 名

森林管理受託センター準備室（H25.4）役場 3 名

木頭森林組合 5 名

森林づくり推進機構 1 名

森林管理サポートセンター（H27.7）役場 3 名

木頭森林組合 3 名

森林づくり推進機構 1 名

～林業を核とする活力ある町づくりを目指す～

- ・ 町内の豊富な森林資源を最大限に活用するため、素材生産量を拡大。
- ・ 森林組合等の林業事業体と連携することによる森林所有者へのサービス向上。
- ・ 新規担い手確保や林業従事者の技術向上を支援する林業事業体の経営基盤強化。
- ・ 森林情報の収集と発信。
- ・ 公有林化の推進と適正な町有林の管理・運営。

# 那賀町林業ビジネスセンター (H29.4.1~)



所在地 那賀町吉野字弥八かへ23番地  
 敷地面積 3,950.21㎡  
 建物用途 事務所  
 構造・階数 木造 地上1階  
 基礎仕様 ペタ基礎 **約260m<sup>3</sup>**  
 建築面積 1,069.96㎡  
 延べ床面積 996.52㎡  
 高さ/最高高 6.25m/9.35m  
 建築工事費 328,384,800円



展示コーナー・廊下



オフィス

# 森林所有者アンケートを実施！

H25

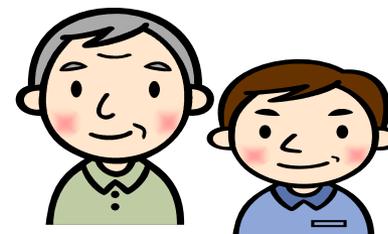
森林管理受託センター  
準備室



所有森林に関する10問



森林所有者



1ha以上の所有者対象

森林所有者アンケート送付数 2,397名

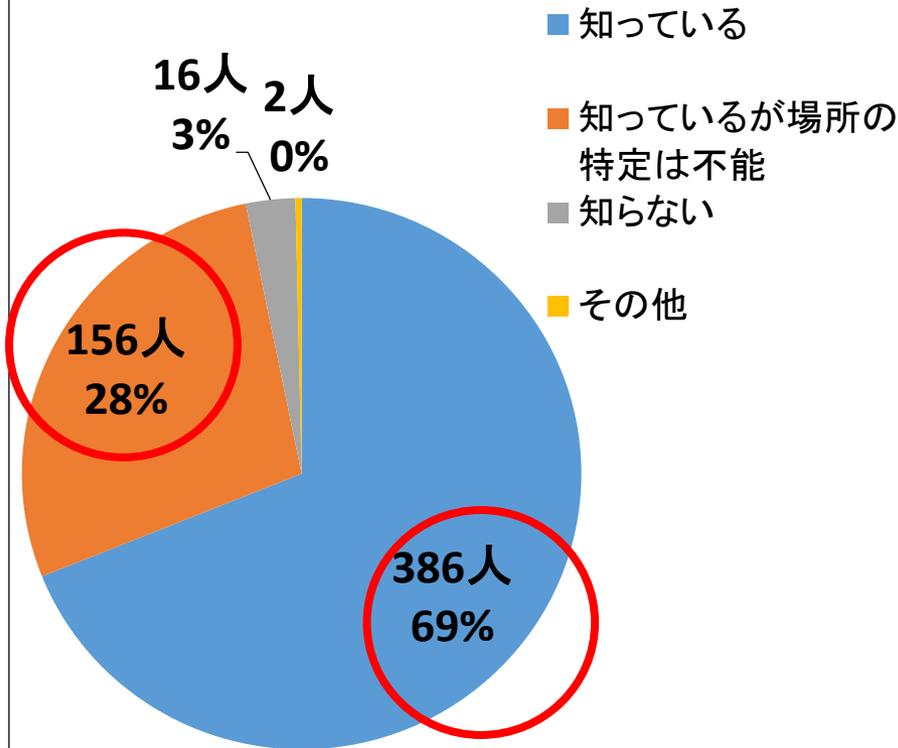


|      | 町内所有者 | 不在村所有者 | 計      |
|------|-------|--------|--------|
| 回答者数 | 560名  | 540名   | 1,100名 |
| 回答者率 | 41.7% | 51.2%  | 45.9%  |

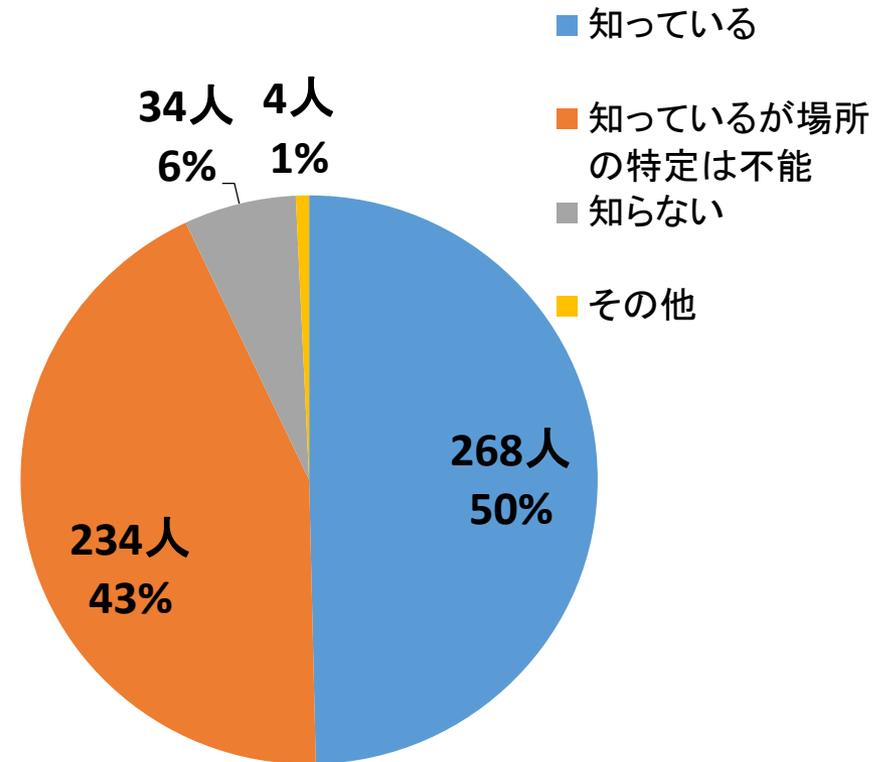
# アンケートから見たこと！

【問1】 あなたの所有する森林がどこにあるか知っていますか？

町内所有者



不在村所有者

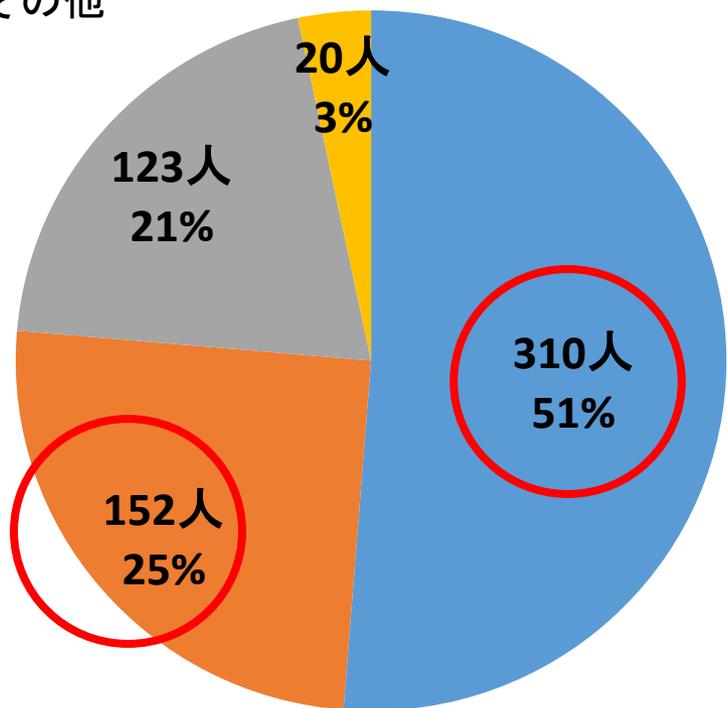


# アンケートから見たこと！

【問10】 あなたは所有する森林を今後どのように引き継いでいこうと思いますか？

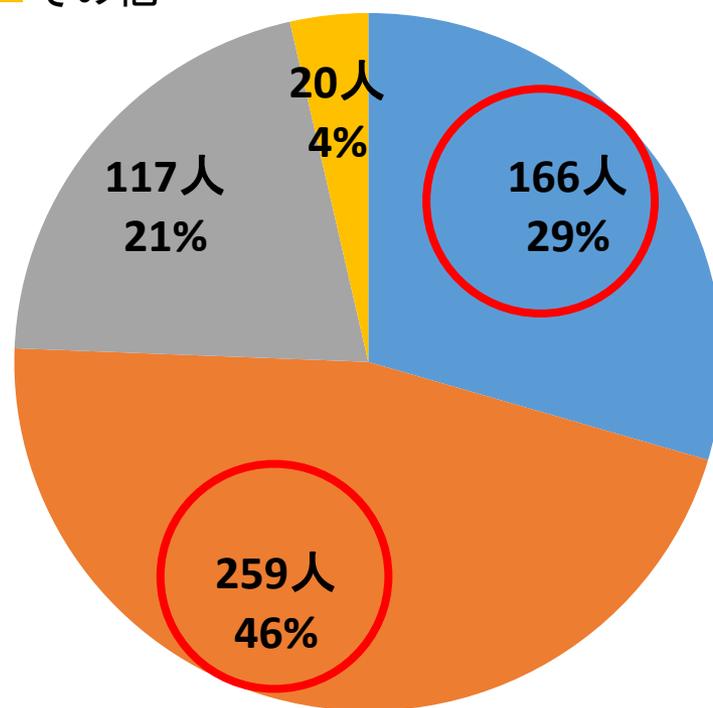
町内所有者

- 子孫に引き継いで行きたい
- 買い手があれば売りたい
- 今は考えていない
- その他



不在村所有者

- 子孫に引き継いで行きたい
- 買い手があれば売りたい
- 今は考えていない
- その他



# 林業成長産業化地域創出モデル事業

H29 : 16地域

平成29年度

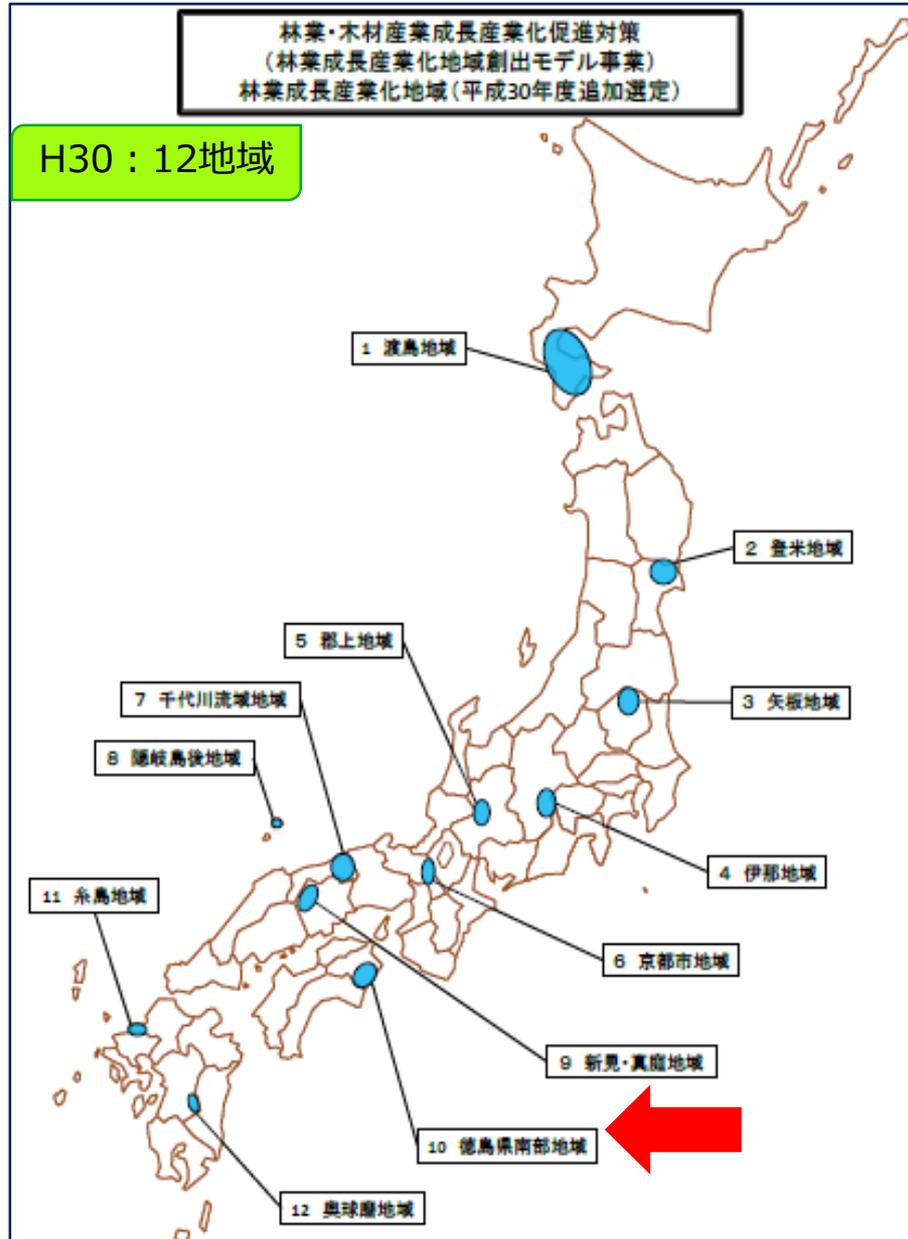
林業成長産業化地域創出モデル事業  
林業成長産業化地域 位置図



3/3

林業・木材産業成長産業化促進対策  
(林業成長産業化地域創出モデル事業)  
林業成長産業化地域(平成30年度追加選定)

H30 : 12地域



# 県内の取り組み状況

## とくしま森林経営管理協議会（H30.5.17）各地域の指導や全体方針決定等



◆神山町 町民参加の「神山のやまを語る会」の議論を通じた神山町森林ビジョンづくり

◆三好市 三好市森づくり条例の制定（R1.6）による地域協働による森づくりの推進



## 山を「売りたい」「買いたい」方は「森林バンク」

山林の売却、寄付、買い取りを希望される方は森林バンクに登録できます。

ハローフォレストでの相談や、平成31年から実施される意向調査の回答のうち売却希望などの情報は、各市(郡)買町、美濃町、牟婁町、海陽町の森林バンクに登録され、とくしま森林バンク(徳島県・徳島森林づくり推進機構)に集められます。情報が集まった地域から、購入希望者へ売買等の提案をしていくことになります。

山林の売却、寄付に関するご相談もハローフォレストまでご連絡ください。



## 山の相談窓口「ハローフォレスト」

山を持つと、山の管理のことで多くの悩みや心配ごとが!

新たな森林管理システムって…

自分では管理できない…

山の境界がわからない…



森林経営管理制度に関するお問い合わせは、下記ハローフォレストまでご連絡ください。

### ハローフォレスト那賀



那賀町 林業復興課  
森林管理サポートセンター  
那賀町吉野字弥八かへ23(林業ビジネスセンター内)  
☎0884-62-1203

木頭森林組合  
那賀町大字字森36  
☎0884-66-0016

### ハローフォレスト海部



美濃町の山は 日和佐森林組合  
美濃町奥河内字井才美5-1  
☎0884-77-0877



牟婁町の山は



海陽町の山は 海部森林組合  
海陽町吉野字小松9-5  
☎0884-73-3271

### ハローフォレストとくしま



協議会事務局 徳島森林づくり推進機構  
徳島市川内町平石生吉209-5 徳島健康科学総合センター2階  
☎088-679-4151

専用電話

那賀町、美濃町、牟婁町、海陽町は、県全体の森林面積の1/3以上を占める森林資源に恵まれた、古くから林業の盛んな地域です。しかし木材価格の下落、世代交代などをきっかけに、十分に管理のできていない森林が増えつつあります。そこで新しくはじまる森林管理システムを活用して、徳島県南部地域の豊かな森林資源の循環利用を進める「林業の成長産業化」と、適切な山の管理により、地域の安全で安心な生活を守る「森林環境の保全」の両立を目指し、徳島県南部地域林業成長産業化協議会を設立しました。

那賀町 美濃町 牟婁町 海陽町 でつくる

徳島県南部地域林業成長産業化協議会 <https://hello-forest.com>

## 森林所有者の皆様へ

# 平成31年4月から 新たな森林管理システムが スタートします

～森林の適切な経営管理が求められます～

平成30年5月新たな法律となる森林経営管理法が可決され  
平成31年4月から森林経営管理制度が導入されます



## 森林経営管理制度 ～新たな森林管理システム～の概要

これまでは森林所有者自ら又は民間事業者に委託し、山の経営管理

新たな制度を追加



## 平成31年4月1日から

- ①森林所有者には、山が手入れ不足とならないよう適切な森林の経営管理を行う「責務」があることが明確化されます。
- ②森林所有者が森林の経営管理ができない場合、「市町村」に森林の経営管理を委託することができるようになります。
- ③市町村に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は、「意欲と能力のある林業経営者」に再委託されます。
- ④再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林は、市町村が直接管理をします。



# 森林経営管理制度の一斉説明会

- ◆ 徳島県南部地域林業成長産業化協議会主催  
開催日時：平成31年3月24日（日）  
開催場所：那賀郡那賀町及び海部郡海陽町



那賀郡那賀町

約300人



海部郡海陽町

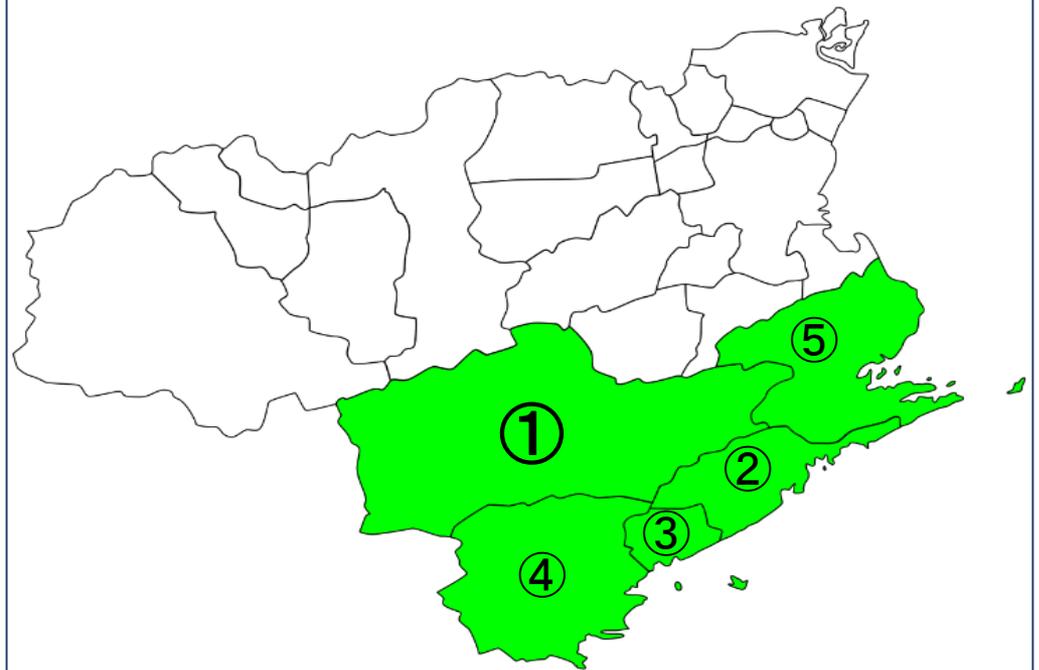
約200人

# 県南部地域の森林管理を担う

## 「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」の設立 ～那賀町・美波町・牟岐町・海陽町・阿南市～

- 1 設立年月日  
令和元年7月8日
- 2 主な業務  
南部地域の森林管理  
所有者の意向調査  
相談窓口の設置 等
- 3 構成員  
南部地域5市町  
(那賀町、美波町、  
牟岐町、海陽町、  
阿南市)  
県(林業戦略課)  
県(南部総合県民局)  
徳島森林づくり推進機構
- 4 事務局  
徳島森林づくり推進機構内

|      | 人口      | 森林面積     | 森林率 |
|------|---------|----------|-----|
| ①那賀町 | 7,897人  | 65,958ha | 95% |
| ②美波町 | 6,541人  | 12,486ha | 89% |
| ③牟岐町 | 3,930人  | 4,900ha  | 87% |
| ④海陽町 | 8,715人  | 29,985ha | 92% |
| ⑤阿南市 | 70,935人 | 14,955ha | 54% |



# とくしま南部地域森林管理システム推進協議会 運営体制

## とくしま南部地域森林管理システム推進協議会

### ハローフォレスト阿南・那賀

所管

阿南市

那賀町

事務所：那賀町林業ビジネスセンター  
運営体制：機構職員2名 + α  
意向調査対象人数：約12,000人

### ハローフォレスト海部

所管

美波町

牟岐町

海陽町

事務所：海陽町役場穴喰庁舎  
運営体制：機構職員2名 + α  
意向調査対象人数：約6,000人

指導・協力

徳島県  
林業戦略課

南部総合県民局

協議会事務局 徳島森林づくり推進機構

### ハローフォレストとくしま

事務所 徳島市川内町 機構事務所  
運営体制 機構職員3名  
専用電話 088-679-4151

協議会の運営は各市町の  
森林環境譲与税を充当

※徳島南部地域林業成長産業化協議会（H30設置・国の公募事業に対する協議会（H30～5年間））

会員：那賀町・美波町・牟岐町・海陽町・徳島県・徳島森林づくり推進機構

木頭森林組合・日和佐森林組合・海部森林組合

全国：28地域指定（H29：16地域 H30：12地域）

国交付金：1億円/年（上限）×5年間

事業目的：林業成長産業化を地域で推進

# 森林経営管理制度の一斉説明会

- ◆とくしま南部地域森林管理システム協議会主催
- 開催日時：令和元年10月25日（金）26日（土）
- 開催場所：那賀郡那賀町（主に町内所有者向け）

- ◆個別相談対応
- ハローフォレスト
- 町職員・県職員
- 地元森林組合



## 全体説明

10月25日（金）：約100人  
26日（土）：約80人



## 個別相談会

10月25日（金）：50組  
26日（土）：35組

# 森林経営管理制度の一斉説明会

- ◆とくしま南部地域森林管理システム協議会主催
- 開催日時：令和元年12月1日（日）
- 開催場所：徳島市（主に不在村所有者向け）

- ◆個別相談対応
- ハローフォレスト  
町職員・県職員  
地元森林組合



全体説明

約300人



個別相談会

55組

# 令和元年度

森林経営管理法 第5条に定める

## 経営管理意向調査票

(全体調査)

阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町でつくる  
とくしま南部地域森林管理システム推進協議会

森林経営管理法（平成30年法律第35号） 抜粋

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。）を行うものとする。

※意向調査で得た情報については、森林経営管理法で定められた事務のみに利用します。

（意向調査内容の確認及び計画作成時の内容確認等）

なお、情報の管理については協議会を構成する市町の個人情報保護条例に基づき行います。

### 森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査（アンケート2019）

令和元年度から始まった「新たな森林管理制度（森林経営管理法）」により、森林が荒れ放題にならないよう、森林の持ち主には、適正な管理が義務づけられました。

同時に、自ら森林管理ができない方は、その管理を市町村に委ねることができる新しい制度が始まり、森林環境（譲与）税が使われることになりました。

このアンケートでは、森林経営管理法に基づき、森林の持ち主の方々に森林の管理状況をお尋ねし、新制度の「市町村への委託」等のご希望について、ご回答をお願いします。

- ※1 このアンケートは、不動産登記簿や県の森林簿、市町村の課税台帳等から森林所有者と思われる方にお送りしています。
- ※2 複数の森林があるときは、代表的なものでお答えください。
- ※3 回答は必要事項の記入と  枠内に **レ** を記入してください

#### 問1 森林所有者について

◆ご回答いただく「あなた」についてご記入ください。

|         |            |      |              |    |
|---------|------------|------|--------------|----|
| 住所      |            |      |              |    |
| フリガナ    |            |      |              |    |
| 氏名      |            |      |              |    |
| 職業(勤め先) |            | 生年月日 | M・T<br>S・H   | 性別 |
| 電話番号    | 自宅         | 携帯   | ※日中の連絡ができる番号 |    |
| メールアドレス | パソコン<br>携帯 |      |              |    |

◆「あなた」と「森林をお持ちの方」の関係をご記入ください。

#### ① 森林の不動産登記名義人は、あなたですか？

はい  いいえ

※「いいえ」の場合、名義人の氏名とあなたとの続柄を教えてください。

名義人の氏名 ( )  
あなたとの続柄  親  祖父母  兄弟姉妹  子  その他 ( )

#### ② 森林の実質的な所有者は、あなたですか？

はい  いいえ

※「いいえ」の場合、所有者の氏名とあなたとの続柄を教えてください。

所有者の氏名 ( )  
あなたとの続柄  親  祖父母  兄弟姉妹  子  その他 ( )

#### ③ 森林の固定資産税を納税している方は、あなたですか？

はい  いいえ

※「いいえ」の場合、納税者の氏名とあなたとの続柄を教えてください。

納税者の氏名 ( )  
あなたとの続柄  親  祖父母  兄弟姉妹  子  その他 ( )

## 問2 お持ちの森林の現状について

各問の1～6のうち一つをお選びください。

◆あなたは、お持ちの森林のことをどれくらいご存じですか？

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1<br>↑<br>知っている<br><br><br><br><br><br><br>↓<br>知らない<br>6 | ① 森林の所在地(場所)はわかりますか？<br><input type="checkbox"/> 1 自分で行くことができる<br><input type="checkbox"/> 2 地図で示すことができる<br><input type="checkbox"/> 3 目印になるものを知っている<br><input type="checkbox"/> 4 このあたりと云える<br><input type="checkbox"/> 5 地番だけは判る<br><input type="checkbox"/> 6 全く不明 | ② 森林の境界(隣の境)をご存じですか？<br><input type="checkbox"/> 1 自分で境の案内ができる<br><input type="checkbox"/> 2 地図で示すことができる<br><input type="checkbox"/> 3 現地を歩いた記憶がある<br><input type="checkbox"/> 4 境の目印を知っている<br><input type="checkbox"/> 5 聞き伝えを知っている<br><input type="checkbox"/> 6 全く不明 | ③ 森林の状況(樹木や森の中の様子)はわかりますか？<br><input type="checkbox"/> 1 樹齢や樹高、胸高直径成立本数が分かる<br><input type="checkbox"/> 2 最近見てきた、大まかな生育状況が分かる<br><input type="checkbox"/> 3 間伐した頃の事は知っている<br><input type="checkbox"/> 4 植林した頃の事は知っている<br><input type="checkbox"/> 5 行ったことはない(植林の事は聞いている)<br><input type="checkbox"/> 6 全く不明 |
|---|---|---|---|

◆どのように森林管理されていますか？

|   |  |
|---|--|
| ① 自分で管理している方にお聞きます。主な作業形態をお答えください。  |  |
| <input type="checkbox"/> 1 自分や家族が労働する<br><input type="checkbox"/> 2 地元(知人)が間伐等を実施してくれる<br><input type="checkbox"/> 3 間伐等の仕事がある度に地元森林組合に依頼している | <input type="checkbox"/> 4 間伐等の仕事がある度に林業会社等に依頼<br><input type="checkbox"/> 5 専属の山番頭や仕事を雇用している<br><input type="checkbox"/> 6 自分の会社で間伐等を行い管理する |
| ② 管理を委託(5年以上)している方 主な委託先をお答えください。   |  |
| <input type="checkbox"/> 1 個人(親戚、知人)<br><input type="checkbox"/> 2 森林組合<br><input type="checkbox"/> 3 林業会社・協同組合                               | <input type="checkbox"/> 4 信託銀行等<br><input type="checkbox"/> 5 徳島森林づくり推進機構(旧林業公社)<br><input type="checkbox"/> 6 森林整備センター水源林整備事務所(旧公園)        |
| ③ 特に管理を行っていない方 主な理由をお答えください。  |  |
| <input type="checkbox"/> 1 相続したばかり<br><input type="checkbox"/> 2 管理が必要と知らなかった<br><input type="checkbox"/> 3 何をすれば良いかわからない                     | <input type="checkbox"/> 4 管理を委託するには費用が必要だから<br><input type="checkbox"/> 5 既に立派な森林に育っているから<br><input type="checkbox"/> 6 相続等でもめ事があるから        |

## 問3 今後の所有森林の管理方法について

※森林経営管理法の施行により、お持ちの森林は、必ず何らかの方法で管理いただく必要があります。

該当するものを一つお選び下さい。

(複数森林をお持ちの方で、森林ごとに管理方法を分ける場合は複数選択可)

◆新制度(森林経営管理法)に基づき「市町村へ委託」を希望されますか？

|   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1 希望する ( <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 )<br>(市町村への委託は無料ですが、森林経営の権利を全て委ねる必要があります)                         | } |
| <input type="checkbox"/> 2 希望しない ( <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 )<br>→希望しない方は、今後、どのように管理されますか。                                   |   |
| <input type="checkbox"/> ①これまでどおり自分で管理したい   |   |
| <input type="checkbox"/> ②これまでどおり管理を民間に委託したい  |   |
| <input type="checkbox"/> ③今までは自分で管理していたが、管理を民間に委託したい<br><input type="checkbox"/> ④今までは管理を民間に委託していたが、自分で(後継者が)管理したい<br><input type="checkbox"/> ⑤売却したい・寄附したい |   |
| <input type="checkbox"/> 3 わからない<br>→この制度について、詳しい説明を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない<br>その他 ご自由に記入してください。                      | } |

## 問4 現在、森林で困っていることはありませんか？

(すべての方が対象です)

ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先  
 とくしま南部地域森林管理システム推進協議会  
 (阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町)  
 ハローフォレスト  
 阿南・那賀 0884-62-2770

# 那賀町の取り組み状況

## スケジュール

H31.3.10 パンフレット等送付

約300名

H31.3.24 説明会開催

R1.7.8 推進協議会設置

R1.8.1 ハローフォレスト設置

R1.10.10～ 全体概要意向調査

約180名

R1.10.25・26 説明会開催

約300名

R1.12.1 説明会開催（徳島市）

R1.12.20～ モデル地区意向調査

### ・全体概要意向調査

那賀町全域の森林所有者

約5千人に対して実施（アンケート送付）

※不明所有者には送付出来ていない

〈調査項目〉

所有者基本情報（住所・登記・管理等）

所有森林の場所や境界等把握状況

現在の管理状況（自ら・委託等）

今後の管理方法

（自ら・委託（事業体）・売却（寄付））

（新制度活用の希望等）

### ・モデル地区意向調査（詳細調査）

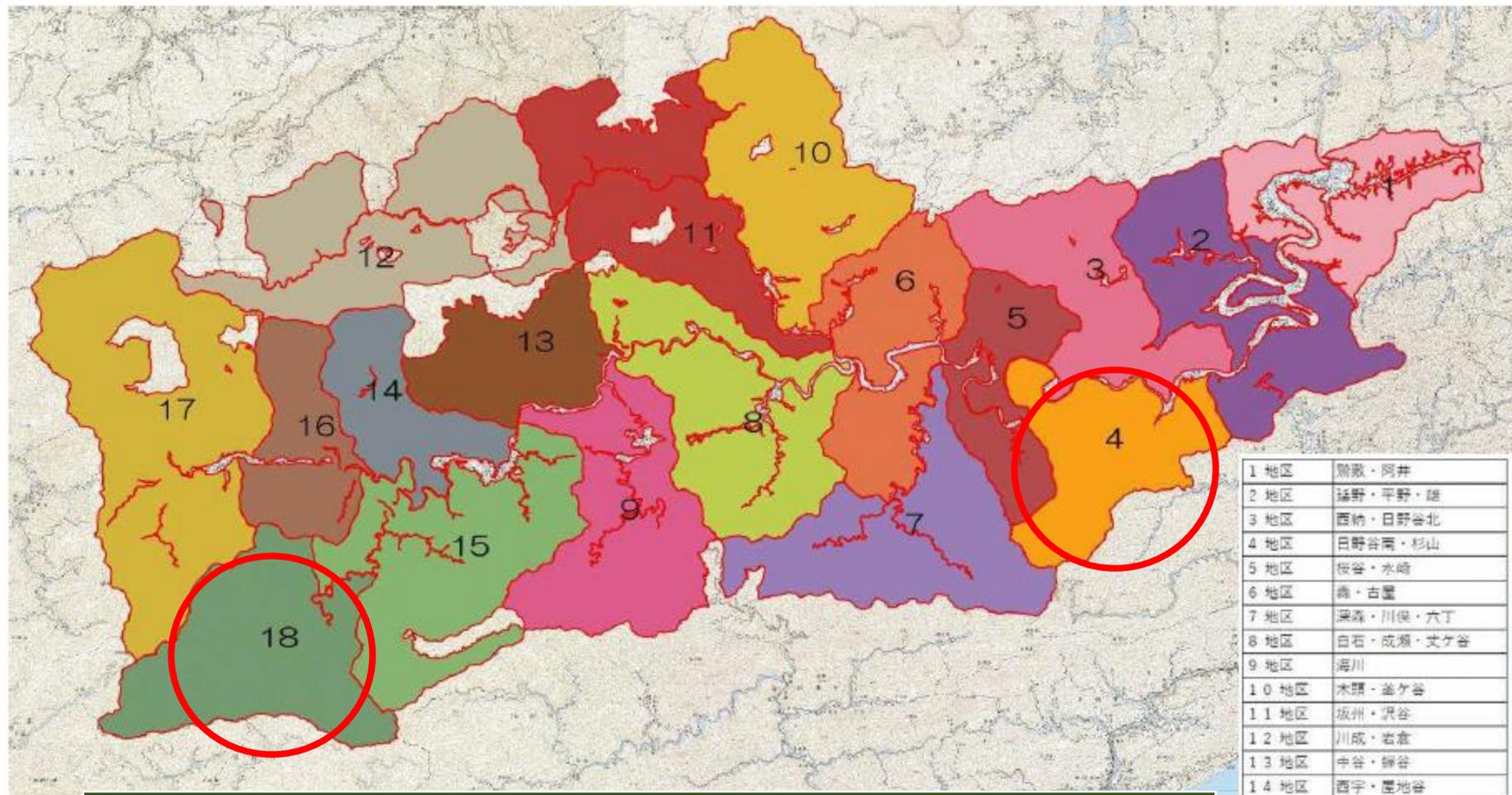
那賀町内を18地区に分け12月中旬以降

詳細調査を実施中

アンケート送付＋地区座談会等

（今年度は2地区、以降4地区×4年間）

# 経営管理意向調査区域図



R1.10～：全町の概要調査を実施（回答率約40%）

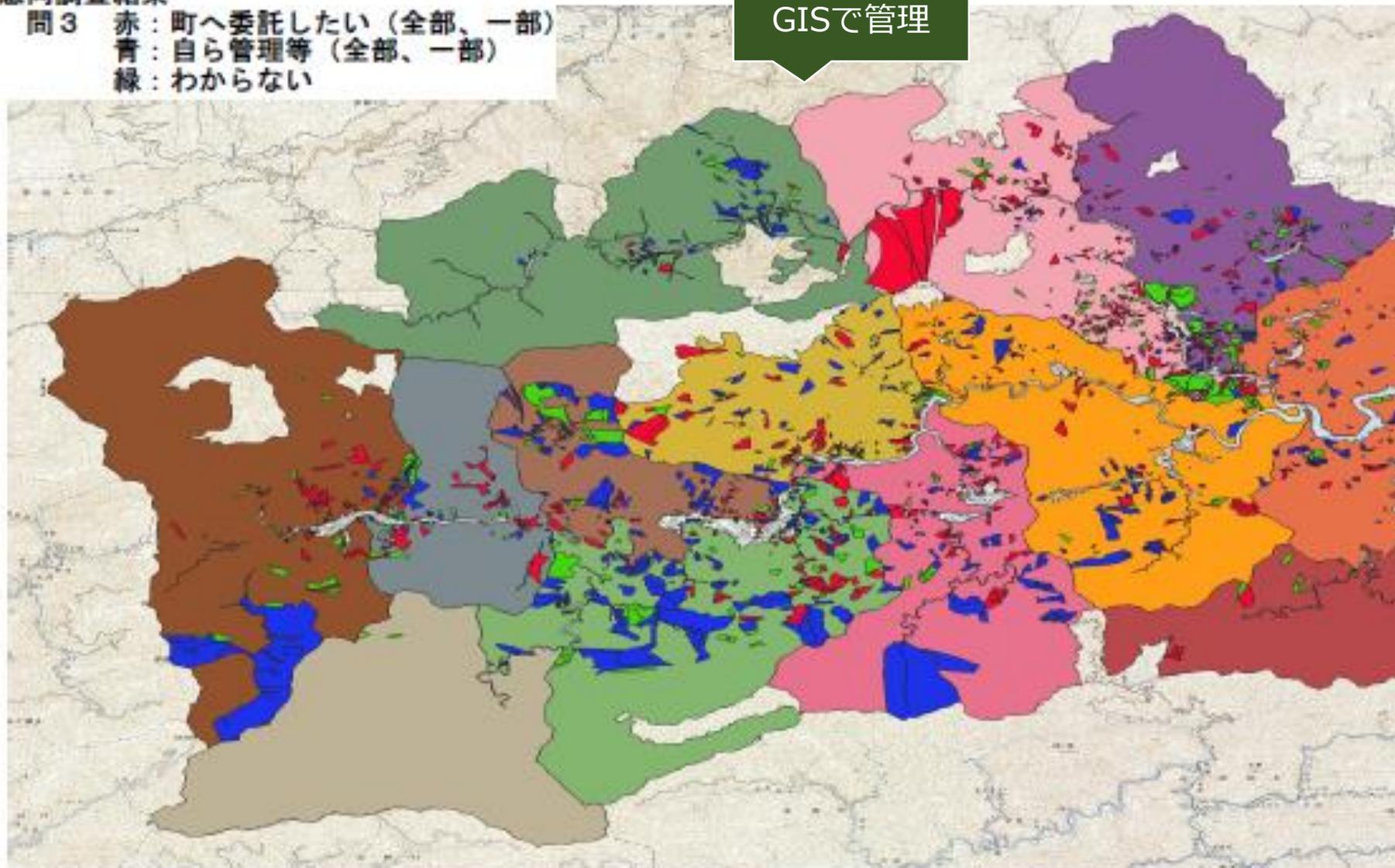
R1.12～：18ブロックを5年程度で詳細調査を実施

現在2ブロックを調査中（書面回答率約40%）

意向調査結果

- 問3 赤：町へ委託したい（全部、一部）  
青：自ら管理等（全部、一部）  
緑：わからない

調査結果を  
GISで管理



◆意向調査等取り組み方針等

- ・出来るだけ早く（5年程度）  
出来るだけ多くの人に（不明所有者の割り出し）  
（森林所有者の高齢化と不在村所有者の増加）
- ・町管理だけでなく、儲かる森林もあることをPR
- ・地域の代表者（山をよく知る人等）との連携
- ・ハローフォレストでの随時相談受付



◆森林の集積から森林整備へ（一部、今年度から実施）

- ・条件不利な森林へはモノレールの活用
- ・広葉樹林への転換（重要インフラ、住宅地裏山も）
- ・経営管理権集積計画の作成及び施業の実施

～適正な森林の経営管理と林業成長産業化の両立を～



本日はこのような機会をいただき  
ありがとうございました。